

第3章 福祉サービスや 制度について

発達障害の方が受けられるサービスはさまざまなものがありますが、「こういう時、なんというサービスが使えるのかわからない」「もっと早く知っていたらよかった」などの声を相談で多く聞きます。

この章では、「発達障害の方が利用できる福祉サービスや制度（障害福祉サービスや障害者手帳、障害年金など）」についてご説明します。

<障害福祉サービスとは？>

「障害福祉サービス」とは、「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方が地域で生活しやすくなるための福祉サービスです。第1巻で述べた「児童発達支援」「放課後等デイサービス」、第2章で述べた「就労移行支援」や「就労継続支援A型・B型」も障害福祉サービスの1つです。

障害福祉サービスを使うには、所定の手続きが必要です。詳しくは(P.34)「障害福祉サービスを使うには？」以降をご覧ください。

